

【II 被災～72時間以内】の回答

回答者氏名 第 班 (保健所) 氏 名 :

設問1. この場面で「保健所」として行わなければならないことを列挙せよ。

災害時、この時点で住民や他の組織は保健所に何を望むだろうか？

設問2. 平常時にはどんな備えが必要か？具体的に列挙せよ。

いざというとき困らないために、予め準備すべきことは何だろうか？

業務 No.		チェック 項目No.	必要な事前手続事項・事前準備事項	事前手続事項・事前準備事項が必要な理由

III 被災～1週間以内

1 被害状況[県地域防災対策(震災対策計画編)の想定1、想定3を準用]

- 1)建物被害 : 御坊市、美浜町、由良町、川辺町、中津村、美山村、印南町で中破率が10%を超える地域があり、当該区域内の22,774世帯の内、2,277棟が中破以上。
- 2)水道施設 : 御坊市、美浜町で断水。給水車、ポリタンク、ペットボトルによる給水活動
- 3)電力供給 : 被災から1週間後、1/23に復旧完了
- 4)電気通信 : 被災翌日(1/18)に交換機系は復旧完了、加入者系は不通
- 5)人的被害 : 御坊市、美浜町で死者数が1km²当たり10人以上と予想される地域あり。
最終死者数 288人
御坊市、美浜町、由良町、川辺町、印南町で負傷者数が1km²当たり100人以上と予想される地域あり。
最終負傷者数 2,884人

- 6)避難住民 : 避難所に避難した人数は、1/23にピークを迎え20,000人に達した。
避難先は、各市町村において定めた避難所

2 災害対策本部関連情報等

- 1)被災直後から3号配備体制(職員全員の配備)を発令中であったが、1/20に職員のうち7割が出勤し、翌日以降通常の出勤が確保される。
- 2)1/23には全職員が通常出勤の体制となる。

4 庁舎(ライフル)復旧の状況

- 1)建物: 危険箇所への立ち入り禁止措置中で、構造専門家チームによる調査結果から、必要な応急補強工事を実施中。
- 2)水道施設: 断水中。給水車による給水活動中。飲料水も別途供給を受ける。
- 3)電力供給: 1/23に復旧完了
- 4)電気通信: 復旧完了
- 5)仮設庁舎: 補修工事により不足する事務室については庁舎敷地内空きスペースに仮設テントを設置

5 保健医療対策・環境対策

- 1)中紀クリニックが倒壊のため、透析が全くできない状況が継続中。
- 2)1/19から始まった支援物資の集積基地(紀央館高校)への医薬品の搬送が1/21まで行われる。
- 3)1/22に被災者のPTSD対策を含むこころのケア対策のために御坊保健所に精神科救護所を設置。
- 4)1/20に日本看護協会が「和歌山県南部地震対策本部」を設置、県立医大保健看護学部に「日本看護現地対策本部」を、和歌山県看護協会に「和歌山県看護協会ボランティア調整本部」を設置。
- 5)1/21に県救急医療情報センターの運用により、近隣府県の受け入れ可能病院情報を搬送機関へ情報提供
- 6)日高病院では1/24から次第に落ち着きを取り戻し、被災患者のための病棟を特定して病床の確保を行うとともに、入院予定患者の受け入れを徐々に再開し、順次通常手術の組み入れを開始した。
- 7)病院 자체が被災した北出病院では、1/21から小型給水車でピストン給水を受けるが、交通事情悪化と治療処置用水の確保がやっとであった。北出病院では、水道復旧と併行して医療機器の点検・修理を進めた。
- 8)被災1週間後には、2万人近い避難所生活者のし尿処理をはじめ、ライフルの寸断により手洗いができなくなるなど最悪の衛生状況となり、赤痢等の伝染病発生が懸念され始める。
- 9)各避難所において風邪症状を訴える者が急激に増加。また昨年12月頃から県内でインフルエンザの港型ウイルスが検出され、避難所生活でのインフルエンザ蔓延が憂慮され始めた。
- 10)1/21から保健師による避難所への巡回健康相談の実施を開始した。
- 11)犠牲者が多数にのぼること、交通事情から搬送に時間を要する中、1/24に他市町村への搬送を終了。その後は当該市町村において処理する体制となる。
- 12)被災地である御坊市、美浜町では断水が継続しているため、仮設トイレの設置数増を余儀なくされ、県独自の設置にとどまらず、各市町村への支援の必要も生じる。
- 13)廃棄物処理施設においては致命的被害ないが、断水により稼働できない状況と判明。
- 14)二次災害防止の観点から家屋解体が進むにつれ、災害廃棄物の処理方法が課題となる。
- 15)倒壊家屋等の解体・撤去工事における粉じん・アスベストの飛散が問題となる。
- 16)工場施設等の破損による有害物質の飛散や流出に対する懸念継続する。
- 17)1/20に厚生省から県に対して、在宅高齢者・障害者の緊急一時入所の弾力的な取扱いについて通知される。
- 18)1/20に厚生省から県に対して、被災した社会福祉施設へ施設職員の派遣協力について通知される。

【III 被災～1週間以内】の回答

回答者氏名 第 班 (保健所) 氏 名 :

設問1. この場面で「保健所」として行わなければならないことを列挙せよ。

災害時、この時点で住民や他の組織は保健所に何を望むだろうか？

設問2. 平常時にはどんな備えが必要か？具体的に列挙せよ。

いざというとき困らないために、予め準備すべきことは何だろうか？

業務 No.	チェック 項目No.	必要な事前手続事項・事前準備事項	事前手続事項・事前準備事項が必要な理由

IV 被災～1か月以内

- 1 被害状況[県地域防災対策(震災対策計画編)の想定1、想定3を準用]
- 1)建物被害：御坊市、美浜町、由良町、川辺町、中津村、美山村、印南町で中破率が10%を超える地域があり、当該区域内の22,774世帯の内、2,277棟が中破以上。
- 2)水道施設：御坊市、美浜町で断水していたが2月に入って仮復旧が進み、被災1か月後の2/17時点では復旧率86%になる。給水車、ポリタンク、ペットボトルによる給水活動は継続中。
- 3)電力供給：被災から1週間後、1/23に復旧完了
- 4)電気通信：被災翌日(1/18)に交換機系は復旧完了、加入者系は1/31に復旧完了。
- 5)人的被害：御坊市、美浜町で死者数が1km²当たり10人以上と予想される地域あり。
最終死者数288人
御坊市、美浜町、由良町、川辺町、印南町で負傷者数が1km²当たり100人以上と予想される地域あり。
最終負傷者数2,884人
- 6)避難住民：避難所に避難した人数は1/23をピークに減少し、13,000人になった。
- 2 災害対策本部関連情報等
- 1)被災直後から3号配備体制(職員全員の配備)を発令中。
- 4 庁舎(ライフライン)復旧の状況
- 1)建物：危険箇所への立ち入り禁止措置中で、構造専門家チームによる調査結果から、必要な応急補強工事を実施中。
- 2)水道施設：2/10に復旧。
- 3)電力供給：1/23に復旧完了
- 4)電気通信：復旧完了
- 5)仮設庁舎：補修工事により不足する事務室は、庁舎敷地内空きスペースの仮設テントで稼働中
- 5 保健医療対策・環境対策
- 1)1/30、改めて全医療機関対象の被害状況の再確認の必要性生じる。
- 2)2/10、中紀クリニックにおいても透析機能が仮復旧。
- 3)1/24以降、医薬品の市町村への搬送をするが、医薬品の備蓄場所、雨天対策の必要性生じた。
- 4)1/24に御坊保健所に設置した精神科救護所の継続的医療に加え、避難所での精神疾患の急発・急変に対する対応を行う必要が生じる。
- 5)1/24に県内精神病院の空床情報、外来診療状況等について関係機関から情報発信の要求あり。
- 6)1/25に避難生活により高齢者が寝たきりになることを予防する必要性が生じる。
- 7)病院自体が被災した北出病院では、1/26にガスが復旧し、給食業務再開するが、水については小型給水車による給水を継続中。北出病院では、水道復旧と併行して医療機器の点検・修理を進行中。
- 8)1/25～1/26にかけて、避難所で感冒患者を調査したところ、内8名からインフルエンザウイルスを検出。
- 9)2/10頃、被災地は県の結核罹患率が高い地域であることから、生活環境の悪化やストレスの蓄積により、結核患者の増加が懸念され始める。
- 10)保健師による避難所への巡回健康相談継続の必要性が高まる。
- 11)1/25頃から、全ての避難者が温かい食事を盛り込んだ「1日3食」を食べられるような支援と、疾病を持つ避難者の身体状況の改善を図るという目標が掲げられる。
- 12)犠牲者が多数にのぼる中、2/8に遺体処理を終了。
- 13)2/4に仮設トイレの設置に関する県としての緊急対策を終了し、市町村に業務移管。
- 14)廃棄物処理施設においては致命的被害ないが、断水により稼働できない状況と判明。
- 15)二次災害防止の観点から家屋解体が進むにつれ、災害廃棄物の処理方法という課題が継続。
- 16)倒壊家屋等の解体・撤去工事における粉じん・アスベストの飛散の問題に加え、廃棄される冷蔵庫に残されたフロン処理が問題となる。
- 17)工場施設等の破損による有害物質の飛散や流出に対する懸念継続する。
- 18)2/5頃から、避難生活をしている高齢者・障害者の心身機能の低下が懸念されはじめ、自力では入浴できない高齢者等の増加が目立ち始める。
- 19)高齢者等への必要に応じたサービスの提供の徹底が求められる。
- 20)避難所における聴覚障害者への情報提供が必要となる。

【IV 被災～1か月以内】の回答

回答者氏名 第 班 (保健所) 氏 名 :

設問1. この場面で「保健所」として行わなければならないことを列挙せよ。

災害時、この時点で住民や他の組織は保健所に何を望むんだろうか？

保健所としてなすべきことは何か	説明・理由

設問2. 平常時にはどんな備えが必要か？具体的に列挙せよ。

いざというとき困らないために、予め準備すべきことは何だろうか？

業務No.	チェック項目No.	必要な事前手続事項・事前準備事項	事前手続事項・事前準備事項が必要な理由

V 被災～1か月以降

- 1 被害状況[県地域防災対策(震災対策計画編)の想定1、想定3を準用]
- 1)建物被害：御坊市、美浜町、由良町、川辺町、中津村、美山村、印南町で中破率が10%を超える地域があり、当該区域内の22,774世帯の内、2,277棟が中破以上。
 - 2)水道施設：御坊市、美浜町で断水していたが2/28に仮復旧完了。
被災3か月後の4/17に全戸通水完了。
 - 3)電力供給：被災から1週間後、1/23に復旧完了
 - 4)電気通信：被災翌日（1/18）に交換機系は復旧完了、加入者系は1/31に復旧完了。
 - 5)人的被害：
 - ：御坊市、美浜町で死者数が1km²当たり10人以上と予想される地域あり。
最終死者数288人
 - ：御坊市、美浜町、由良町、川辺町、印南町で負傷者数が1km²当たり100人以上と予想される地域あり。
最終負傷者数2,884人
- 6)避難住民：避難所に避難した人数は1/23をピークに減少を続け、3/17には仮設住宅、借り上げ住宅等へ入居したり、自宅への帰宅等により避難所生活者は0人なり、避難所は廃止された。
- 2 災害対策本部関連情報等
- 1)2/22に2号配備体制（職員の概ね5割の配備）に切り換え発令。
 - 2)3/15に1号配備体制（少数職員の配備）に切り換え発令。
 - 3)4/28に1号配備体制を維持するものの、災害対策本部会議の回数減少、要因の縮小を図り、今後は災害に備えて職員が24時間宿直体制を継続する。
- 4 庁舎（ライフライン）復旧の状況
- 1)建物：構造専門家チームによる調査結果による、応急補強工事が2/28に完成。
 - 2)水道施設：2/10に復旧。
 - 3)電力供給：1/23に復旧完了
 - 4)電気通信：復旧完了
 - 5)仮設庁舎：補修工事により不足する事務室は、庁舎敷地内空きスペースの仮設テントで稼働中
 - 6)応急復旧：3/31で完成
 - 7)本格復旧：4月以降本格復旧計画策定に着手
- 5 保健医療対策・環境対策
- 1)2/21頃から救護センター、救護所利用者の減少から再編・縮小。3/17に全廃した。
 - 2)3月中旬、医薬品の需給体制が回復。
 - 3)3/17に御坊保健所に設置した精神科救護所、避難所での精神疾患の急発・急変に備えた巡回相談を終了。
 - 4)病院自体が被災した北出病院では、2/28に修復工事完成。3/1から手術室が稼働可能。
 - 5)2/20から仮設住宅に入居が開始されたことにより、保健師による仮設住宅への巡回健康相談の必要性が生じる。
 - 6)保健師による仮設住宅等への巡回健康相談を8月まで継続。
 - 7)全ての避難者が温かい食事を盛り込んだ「1日3食」を食べられるような支援と、疾病を持つ避難者の身体状況の改善を図るという目標継続中。
 - 8)2/20から仮設住宅に入居が開始されたことにより、仮設住宅における訪問栄養指導の必要性が生じる。
 - 9)県立精神保健福祉センター及び保健所を拠点とした活動の中で、被災者に対するPTSDの予防に関する各種情報の周知・啓発の手段、仕組み等の長期的な対応体制の確立及び被災精神障害者の地域での生活視線の必要性が認識される。
 - 10)二次災害防止の観点から家屋解体が進むにつれ、災害廃棄物の処理方法という課題が継続。
 - 11)倒壊家屋等の解体・撤去工事における粉じん・アスベストの飛散の問題に加え、廃棄される冷蔵庫に残されたフロン処理が問題となる。
 - 12)工場施設等の破損による有害物質の飛散や流出に対する懸念継続する。
 - 13)高齢者等への必要に応じたサービスの提供の徹底継続が求められる。
 - 14)仮設住宅における聴覚障害者への情報提供継続が必要となる。

【V 被災～1か月以降】の回答

回答者氏名 第 班 (保健所) 氏 名 :

設問1. この場面で「保健所」として行わなければならないことを列挙せよ。

災害時、この時点では住民や他の組織は保健所に何を望むだろうか？

保 健 所 と し て な す べき こ と は 何 か	説 明 ・ 理 由

設問2. 平常時にはどんな備えが必要か？具体的に列挙せよ。

いざというとき困らないために、予め準備すべきことは何だろうか？

業務 No.	チェック 項目No.	必 要 な 事 前 手 続 事 項 ・ 事 前 準 備 事 項	事 前 手 続 事 項 ・ 事 前 準 備 事 項 が 必 要 な 理 由

資料3-①：アメリカ合衆国の保健従事者に対する健康危機管理関連研修の概要(オレゴン州ワシントン郡における公衆衛生従事者の視点による調査に基づく, Jan. 2006)

訓練の具体的方法 When, to whom and how do you implement the training/lessons regarding above items.

政府機関		民間団体	
機関名	機能	機関名	機関名
<i>Federal level (国レベル)</i>			
A) CDC	A) ①, ②, ③	A) Homeland Security	A) ③ 5 Univ. が指定されている。
B) HRSA (= Health Care Resources Services)	B) ①, ②, ③	B) FEMA (= Federal Emergency Management Administration)	B) ①, ② 但し①は器具に関するもののみ
<i>State level (州レベル)</i>			
State Department of Health		A) CPHP (= Center of Public Health Preparedness)	A) ③ CDC の fund による Area Health Education Center として 3 種類のセンター (学術 C、専門 C、実践 C) から成り全国計 39 か所 (2003 年 8)。
<i>Regional level (地方レベル)</i>			
<i>County level (郡レベル)</i>			
A) every county	A) & B) ④, ⑤, ⑥, ⑦, ② (但し②は Original Planning region としての機能に限る)	参： (ア) National Association of County & City Association (イ) Joint Information Center	
B) LDH (= Local Department of Health)			
<i>City level (市レベル)</i>			
A) every city B) Fire Department C) Police Department	A) ④, ⑤, ⑥, ⑦, ② (但し②は Original Planning region としての機能に限る)	参： (ア) National Association of County & City Association (イ) Joint Information Center	

前表中の①～⑥は各々以下を示すものである。

- ① Fund
- ② Planning
- ③ Education
- ④ Crisis response
- ⑤ Crisis communication
- ⑥ Mitigation (immunization, isolation (= quarantine), passive & active surveillance)

資料3-②:Process of education for Master of Business Administration.

アメリカ合衆国における教育制度について

- 1) Primary school: 6 years
- 2) Junior High: 3 years, (2 years)
- 3) Senior High: 3 years, (4 years) differs city by city
- 4) University, Collage 4 years → Bachelor's degree
 - 1st : Freshman
 - 2nd : Sophomore
 - 3rd : Junior
 - 4th : Senior

School of ~

Bachelor of Science
Bachelor of Education
Bachelor of English
Bachelor of Biology etc.

In case of the Univ. of Chicago: 4+6 years

- 5) M.D.=Medical Doctor apply to ~School of medicine
4years = The duration differs from specialty.

4years: Dr. J. Kobayashi の場合は、Stanford Univ.
6 years: Surgeon, etc.
1st : Lecture, Laboratory,
2nd : Working in Hospital (basically in class)
National examination: pre-clinical examination
3rd : working in a hospital
4th : working in a hospital
Graduate & National examination: → M.D. (= degree)

↓

“Residence” 3 years (= Intern)

And pay the local health government \$200 or so

→ practicing M.D. (= licence)

State by state (medical doctor, nurse, veterinarian, dentist, pharmacist, etc.)

Registered nurse (nurse who has a university degree) & general nurse

- 6) Master & Doctorate course

4 years: Bachelor's of Science

1 or 2 years: Master Course → MPH (differs school by school)

→ MPH degree There are no work that a person who doesn't have MPH can't do. MPH doesn't be required for particular work.

6 years: Doctorate Course → Ph.D.

Master of Public Health and Master of Business Administration:
No national examination to administrate MPH course

Primary school 小学校	6年間		
Junior High 中学校	3年, (2年)		市ごとに異なる
Senior High 高等学校	3年, (4年)		市ごとに異なる
University 大学		1 st : Freshman 2 nd : Sophomore 3 rd : Junior 4 th : Senior	卒業により Bachelor's degree (学士) 取得
School of ~ 大学院	M.D.=Medical Doctor の場合は 4 年 (専門性により 異なる)		● 卒業 + 国試によ り M.D. 取得。 ● M.D. + インター ン 3 年で 臨床 MD 取得 (州毎の免許)
Master コース	1-2 年 (学校によ り異なる)	MPH 取得には、大 学 4 年間での Science 科学学士 取得が必要	MPH 取得
Doctorate コース	6年		Ph.D. 取得

前文

国土安全保障に関する大統領指令5(HSPD)において、大統領は、連邦の情報調整体制、能力、および資源を、統一的で、すべての分野を包含し、あらゆる被害を想定した国内インシデント管理活動(domestic incident management activities)に統合するために、新たな国家応急対応計画(NRP)を策定するよう指示を出しました。この施策が大変ユニークかつ遠大であるのは、テロリズム、大規模な自然災害、およびその他の重大な非常事態の防止、準備、対応および復旧を含むインシデント管理活動にこれまで存在していた危うい継ぎ目を排除し、その全範囲を結び付けている点です。最終的には、インシデント管理のスピード、有効性および効率性を向上させることによって、人命救助と、米国社会の防衛に資するための、連邦、州、地方および部族組織間の情報調整体制が大幅に改善することとなりました。

NRPはその成果とプロセスの双方の観点から、本当の意味で「国家的な」枠組みを表します。NRPの策定プロセスでは連邦、州、地方および部族の行政機関、非政府組織、民間セクター組織、ならびに全国の一次対応者(first-responder)および危機管理組織(emergency management communities)との広範な調査および調整を行ってきました。NRPは、消防、救助、危機管理、警察、公共工事および緊急医療サービスを含む幅広いインシデント管理分野からのベストプラクティス(最善の事例)を組み込んでいます。官民を問わずあらゆるセクターの関係者から集められた情報は、この革新的な国家計画に含まれている核となるコンセプトの実践と継続的な改善にとって絶対的に重要な役割を果たしており、また今後もその役割が変わることはないでしょう。

NRPは、国家インシデント管理システム(NIMS)という枠組みの上に構築されています。NIMSは、インシデントの原因、規模および複雑性の如何を問わず、あらゆる管轄区域レベルにおけるインシデント管理のための、一貫した原則的な枠組み(doctrinal framework)を提供しています。国家的重要性のある特定のインシデント(Incidents of National Significance)を対象とする、NRPならびにその情報調整の体制および手順(一部または全体)の発動は、幅広い範囲のインシデント管理および緊急援助活動の調整および実践に寄与する仕組みを提供します。これらの活動には、州、地方および部族の政府機関への連邦からの支援、非政府および民間からの援助者、民間セクター組織との相互連絡、および連邦政府による必要に応じた連絡調整や直接的な働きかけを含みます。

NRPはまた、連邦政府による、さらに広い範囲の政策調整メカニズムにとって必要不可欠の構成要素でもあります。NRPに記載されているオペレーション上および資源調整のための体制は、具体的な脅威またはインシデントの期間中、既存のホワイトハウスの政策メカニズムおよび意思決定機関をサポートするよう設計されています。また、NRP自身は新たな権限を作り出しませんが、幅広い範囲にわたる潜在的な脅威および危険に対応するため、既存の権限に基づいて活動するそれぞれの政府機関および組織のインシデント管理能力と資源を統合し、高める役割を果たします。

NRPおよびその補助的手順を実施することにより、複数の管轄区域間、およびあらゆるレベルにお

ける政府と民間セクター間の協力、協調および情報共有を要求することになります。NRPに含まれている指令書(Letter of Instruction)は、本計画の段階的な実施のための具体的指針を提供します。

このNRPの実践プロセスを開始するにあたり、引き続き関係各位の協力と支援をお願いするものです。この新しい基本計画を使って、わが国の国家インシデント計画の能力をあらゆる面で改善すべく、関係各位とともに総力を挙げて努力する所存です。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

Tom Ridge

国土安全保障長官

国土安全保障省

協定書

国家応急対応計画(NRP)は、国内インシデントを管理するための单一かつ包括的な枠組みを確立する、あらゆる分野、あらゆる危険性に対応する計画である。これは、連邦政府が州、地方および部族のインシデント担当マネジャーに対して支援を行うための調整や、連邦の権限および責任を直接的に行使するための体制および仕組みを提供する。NRPは米国内におけるテロ攻撃を防止し、自然および人工的な災害に対する脆弱性を減らし、被害を最小化すると同時にあらゆる種類のインシデントからの復旧支援を行うという国家安全保障上の重要な使命を全うすることを補佐する。

本協定書に署名することにより、連邦政府の省庁および行政機関ならびにその他の組織は、下記に本格的に取り組むことを約定する。

- ・ 効果的かつ効率的なインシデント管理を確保するため、組織間調整組織への必要に応じた人員派遣を含む、NRPのコンセプト、プロセス、体制をサポートし、自らに与えられた基本的な責任を実行すること。
- ・ 「国家的重要性の高いインシデントに際する相互援助のための承認覚書(non-Stafford Act)」の条件に、それぞれが独立した立場で署名する。なお、かかる覚書はNRPの「財務管理支援に関する付属資料(2004年12月の添付文書3)」に定められている(なお本条項は、連邦政府の省庁および行政機関にのみ適用される)。
- ・ NRPの実践にあたり、自らの権限と責任に照らして適切かつ矛盾しない範囲で国土安全保障省長官に対して協力、資源、および支援を提供すること。
- ・ 効果的かつ効率的なインシデント管理を実現するために、必要に応じ、自らの権限と責任の範囲内で、主要連邦担当官(Principal Federal Official)、連邦調整官(Federal Coordinating Officer)、連邦資源調整担当官(Federal Resource Coordinator)をはじめとするインシデント管理を担当する行政機関の長と適切な協力をすること。
- ・ 省庁間および各行政機関内の既存のインシデント管理体制および緊急対応計画を見直して、NRPとの整合性を促進すること。
- ・ 州、地方、部族および地域組織、ならびに民間セクターおよび非政府組織とのインシデント管理の

連携および維持を行うこと。

- NRPに合致したインシデント管理活動を促進するために、省庁、行政機関ごとの権限、資源、およびプログラムを活用すること。
- NRPをサポートするにあたって継続的な運用上の準備を確保するため、本部および地域の能力を開発、実行、改善すること。

本協定書に署名した省庁部局および行政機関は下記の通り。

指令書

計画実行の指針

一般的事項

国家応急対応計画(NRP)は、初年度の段階的な実践プロセスの発布とともに効力を発揮する。この実行プロセスの当初120日間は、初期NRP(INRP: Initial NRP)、連邦応急対応計画(FRP)、国内テロ攻撃に対する米国政府による運用計画の概要(CONPLAN:U.S. Government Domestic Terrorism Concept of Operations Plan)、および連邦放射線緊急時対応計画(FRERP:Federal Radiological Emergency Response Plan)は有効に存続する。段階的な実行計画は下記の通り。

フェーズI – 移行期間(0–60日):

当初の60日間は、政府の各省庁および行政機関ならびにその他組織が、トレーニングを実施し、NRPの組織体制に担当スタッフを指名し、NRP体制、プロセス、手順に慣れるための移行期間であるとみなされる。

フェーズII – 計画の修正(60–120日):

次の60日間は、政府の各省庁および行政機関が、連邦による既存の組織間共同計画をNRPに整合させ、必要なトレーニングを施すための期間であるとみなされる。

フェーズIII – 初期の実施およびテスト(120日から1年):

発布後4ヶ月でNRPは完全実施状態となり、INRP、FRP、CONPLANおよびFRERPは停止される。その他の既存計画は、NRPに整合させるために修正をされ、有効に存続する。この期間中に国土安全保障省(DHS)は、実際の国家的重要性の高いインシデント(この語はNRPの5ページで定義される)、国家レベルでの国土安全保障の実践および国家特別安全保障イベント(NSSE)のために実行されるNRPの調整体制、プロセス、手順について組織的な評価を実施する。こうした評価は、国土安全保障に関する大統領指令5(HSPD-5)に概略が示された具体的な達成目標を成し遂げるための、本計画の有効性を測るものである。

この期間の最終時点で、DHSは実行プロセスの評価を1年かけて検討し、NRPの修正が必要な部分

について長官に対して提言する。この初期段階での検証に続き、NRPは、4年周期の入念な検討および再発布を開始する。

国土安全保障省長官は、状況如何によっては、NRPの実行を前倒しすることができる。

必要事項

本セクションでは、国土安全保障省長官、連邦政府の省庁および行政機関、州、地方および部族政府、ならびに民間セクターおよび非政府組織(NGO)がNRPを完全に実施するための具体的な必須事項または提言を取り扱う。

国土安全保障長官

本計画の発布後120日以内に、国土安全保障省は他の省庁および行政機関との調整および協議により、下記を行う。

- 國土安全保障司令センター(HSOC)、国家応急調整センター(NRCC: National Response Coordination Center)、省庁間インシデント管理グループ(IIMG: Inter-agency Incident Management Group)および統合現地事務所(JFO:Joint Field Office)に対する詳細な運営手順を作成および発布すること。
- NRP壊滅的インシデント補足項目(NRP Catastrophic Incident Supplement)に従い、適切に使い得る資産を見極め、その展開および採用についての合意と手続きを確立すること。
- HSOC、NRCC、およびIIMGに配置する職員を指名すること。
- HSOC、IIMG、NRCC、主要連邦担当官(PFO:Principal Federal Official)、連邦調整官(FCO: Federal Coordinating Officer)幹部用の適切なトレーニングプログラムを開発すること。

NRPの効力発生後1年以内に、国土安全保障省長官は、NRPの有効性を評価するための部局間レビューを実施し、改善点を確認し、必要であれば計画の修正および再発布の提言を行う。

連邦政府および行政機関

HSPD-5の要求に基づき、連邦政府および行政機関は下記を行う。

- NRPの実践にあたり、自らの権限と責任に照らして適切かつ矛盾しない範囲で国土安全保障省長官に対して協力、資源、および支援を提供すること。
- HSOC、NRCC、およびIIMGに配置する職員を指名すること。
- NRPの付属機能である緊急事態支援機能(ESF:Emergency Support Function)で課せられている責任を実行し、必要に応じて補足的計画や手順を策定すること。
- 本文書のセクションV(p.46)の概略に従い、国家テロリズム対応統合タスクフォース(NJTTF : National Joint Terrorism Task Force)、HSOC、および国家テロ対策センター(NCTC :

National Counterterrorism Center)との接点を確立し、それらに対しインシデントに関する報告を行うこと。

- 本計画の発布後120日以内に、既存の省庁間共同インシデント管理計画ならびに緊急時対応計画および手順を、法令により認められる範囲で修正すること。ただし下記項目を組み入れること。
 - 主要なNRPプロセスおよび調整体制(つまり、IIMG、HSOC、NRCC、地域応急調整センター(RRCC: Regional Response Coordination Center)、JFOなど)との連携
 - 国家インシデント管理システム(NIMS)およびNRPで用いられている原則および用語
 - NRPインシデント報告必要項目
 - 地方のインシデントから国家的重要性の高いインシデントへの移行手続き
 - NRP壊滅的インシデントに関する付属書(NRP Catastrophic Incident Annex)に概略が説明されている資源の加速度的起動、配備、および展開。

連邦による既存の省庁間共同計画への修正は、NRPの発布後120日以内に完成のうえ、DHSに報告されなければならない。120日以内に計画の修正を行うことが現実的ではないと思われた場合は(国家石油・有害性物質緊急計画(National Oil and Hazardous Substances Pollution Contingency Plan: NCP¹¹など)、行政機関はこの期間内に修正を開始し、国土安全保障省長官に対し、完成までのスケジュールを提供する必要がある。

州、地方、および部族政府ならびに非政府組織

州、地方、および部族政府ならびに非政府組織は下記を義務付けられる。

- 本文書のセクションV(p.46)の概略に従い、地方および地域のテロリズム対応統合タスクフォース(JTTF: Joint Terrorism Task Force)、および、必要に応じてHSOCに対して通知を行うための確立されたインシデント報告手順を利用すること。
 - 国内インシデント管理目的のために接続性を確立する手続きに関し、HSOCと調整すること。
- 地方政府の手続きは、それぞれ対応する州政府または危機管理担当の行政機関との調整が図られなければならない。
- 既存のインシデント管理および緊急対応計画を120日以内に(または次の主要な計画維持サイクルの前までに)修正し、NRPの調整体制、プロセス、および手順との整合性を確保すること。
- 本計画と州または部族政府の法令所規則に重大な衝突がある場合には、国土安全保障省長官に対しその旨を通知すること。本計画は、既存の州または部族政府の法令または関連するインシデント管理もしくは緊急対応計画との妥協を意図したものではない。

連邦地域組織(Federal Regional Organizations)

連邦地域組織は、下記を行う。

- 国土安全保障長官の求めに応じて、RRCCおよび地域省庁間運営委員会(RISC: Regional

Interagency Steering Committee)に代表者を送ること。

- 必要に応じてNRPへの地域補足版を策定すること。
- RRCCに関する既存の標準運営手続き(SOP: Standard Operating Procedure)を更新して、NRPの要件への整合性を図ること。

民間セクター

民間セクターのオーナーおよび運営者で、とりわけそれらが破壊されると国家または主要地域に影響を与えるようなインフラの重要な要素または主要資源を取り扱う者は、それぞれのセクターまたは産業ごとの独自の要件に合い、かつ地域、州および地方の緊急対応計画および情報共有ネットワークに明確に合致するような、適切な緊急時対応計画および事業継続計画、ならびに情報共有およびインシデント報告の手順を策定するよう促される(法令により義務付けられる場合もある)。

これらの計画ならびに情報共有および報告手順は、NRP基本計画(NRP Base Plan)および関連付資料と調和するものでなければならない。

序文

国家応急対応計画の組織

国家応急対応計画(NRP)は、次ページの図1に描かれた構成要素によって成り立っている。

下記のパラグラフは構成要素の各項目について説明したものである。

- 基本計画(Base Plan)は、連邦、州、地方、部族、民間セクター、および非政府組織の努力および資源を統合するために設計された国内インシデント管理への国家的な取り組みを行うための体制とプロセスを記述したものである。基本計画には、計画立案にあたっての前提条件、役割および責任、オペレーションのコンセプト、インシデント管理、ならびに計画維持のための指示が含まれる。
- 付録(Appendices)は、その他関連する、より詳細にわたる情報を提供するもので、国家省庁間計画で用いられる用語、定義、略語、権限、および概論を含む。
- 緊急事態支援機能(ESF)に関する付属資料(Emergency Support Function (ESF) Annexes)では、国家的重要性の高いインシデント(Incidents of National Significance)発生中に州、部族ならびにその他の連邦政府その他の管轄区域および組織に対する資源およびプログラム上の支援を調整するための連邦政府機関の詳細な使命、政策、体制および責任を記載している。
- ESF付属資料の序論では、ESF調整役および主管/補佐となる行政機関の役割を要約している。16ページの図は各ESFの範囲の概略を提供している。
- 支援に関する付属資料(Support Annexes)は、NRPインシデント管理目的の効率的かつ効果

的な実践を確保するために必要な指針を提供し、機能上のプロセスおよび管理上の要件を記載したものである。支援に関する付属書には下記が記載されている。

支援に関する付属資料

- 財務管理は、インシデント管理関連の資金が迅速に提供され、確立された法令、政策、規則、および基準に従って財務管理活動が実行される状態を確保してNRPを実践するための指針を提供する。
- 國際調整は、国家的重要性のある国内インシデントへの連邦政府の対応における國際調整に関する責任を履行する指針を提供する。
- 後方支援管理は、NRPの後方支援管理体制全体が機能するための枠組みを説明する。また、連邦、州、地方、および部族の資源プロバイダーを統合するための後方支援の責任体制および仕組みについても概観する。
- 民間セクターの調整は、国家の重要インフラ/主要資源(CI/KR)セクターとその他の産業を含む民間セクターとの効果的なインシデント管理調整および統合を確実に達成するためのプロセスを概観する。
- 広報は、国家的重要性の高いインシデントの期間中、公共情報の調整および適宜な普及を可能にするための、省庁間のインシデントに関する通信手続きを記載している。
- 科学技術は、国家的重要性の高いインシデントの管理において、政府のあらゆるレベルが国家の科学技術資源を効率的かつ効果的に活用できるための指針および仕組みを提供する。
- 対部族関連は、国家的重要性の高いインシデント期間中、部族政府および部族社会との効果的な調整および相互関係を計るための政策、責任、およびコンセプトを説明する。
- ボランティアおよび献金管理では、国家的重要性の高いインシデントに関連するボランティアおよび献金管理についての指針を提供する。
- 労働者の安全衛生は、緊急時対応要員の安全と衛生面でのリスクを確認し、インシデント管理および緊急対応活動の期間中の、疾病または損傷を最小限にとどめ、または除去するための調整された、包括的な措置を講じる詳細なプロセスを提供する。

図1. 国家応急対応計画の組織

基本計画

付録

- 主要用語の解説
- 略語一覧
- 権限および参考文献
- 国家/国際省庁間の共同計画大要

- ・ スタッフォード法(Stafford Act)に基づく初期の連邦関与の概観
- ・ 非スタッフォード法(Non-Stafford Act)の状況における連邦間支援の概要

緊急事態支援機能(ESF)に関する付属資料

- ・ ESF #1 – 輸送
- ・ ESF #2 – 通信連絡
- ・ ESF #3 - 公共事業工事
- ・ ESF #4 – 消防
- ・ ESF #5 – 緊急事態管理
- ・ ESF #6 – 集団救護、住宅、および人的サービス
- ・ ESF #7 – 資源支援
- ・ ESF #8 – 公衆衛生および医療サービス
- ・ ESF #9 - 都市検索・救助(Urban Search and Rescue)
- ・ ESF #10 – 石油および危険有害物への対応
- ・ ESF #11 – 農業および天然資源
- ・ ESF #12 – エネルギー
- ・ ESF #13 – 治安維持および安全保障
- ・ ESF #14 – 長期的なコミュニティ復旧および被害緩和
- ・ ESF #15 – 渉外

支援に関する付属資料

- ・ 財務管理
- ・ 国際調整
- ・ 後方支援管理
- ・ 民間セクター調整
- ・ 広報
- ・ 科学技術
- ・ 対部族関係
- ・ ボランティア活動および寄付活動
- ・ 労働者の安全衛生

インシデントに関する付属資料

- ・ 生物関連インシデント
- ・ 壊滅的インシデント
- ・ サイバーインシデント
- ・ 食糧農業インシデント(本計画の次の版で発表される)

- ・ 核/原子力インシデント
- ・ 石油および有害性物質インシデント
- ・ 対テロリズムインシデント警察力および捜査活動

インシデントに関する付属資料は、NRPの専門的な応用を必要とする非常事態または危機的状況に対応する。

インシデントに関する付属資料は、潜在的な被害状況の範囲全体を通じたインシデント管理および緊急対応活動に従事する官民組織の相互活動を統制する使命、政策、責任、および調整過程を説明する。

こうした付属資料は、一般的に幅広い支援計画と運用上の補足事項によって拡大することが多い。インシデントに関する付属資料は下記の通りである。

インシデントに関する付属資料

生物関連インシデントに関する付属資料は、生物学的なテロリズム、伝染性の新興感染症、新病原体の勃興に関するインシデント管理活動について記載する。

壊滅的インシデントに関する付属資料は、壊滅的なインシデントに対応する迅速な国家的対応を導入かつ調整するための戦略を確立する。

サイバーアクセスに関する付属資料は重要な国家プロセスおよび国家経済に影響を与える壊滅的なサイバー事象に備え、対応し、復旧するための、部門を越えた幅広い対策手続きを確立する。

食糧農業インシデントに関する付属資料は、テロ攻撃、大災害その他国家の農業および食糧供給システムに関する危機的状況などに対するインシデント管理活動について説明する。(本計画の次の版で発表される)

核/原子力インシデントに関する付属資料は、核/原子力関連のインシデントに関するインシデント管理活動について説明する。

石油および有害性物質インシデントに関する付属資料は、国家的重要性のある石油および有害性物質による汚染インシデントに関するインシデント管理活動について説明する。

対テロリズムインシデント警察力および捜査活動に関する付属資料は、テロリスト事象に対応した警察力の行使と捜査活動の体制とプロセスについて説明する。

目次

前文	43
協定書	44
署名	エラー! ブックマークが定義されていません。
指令書	45
序文	48
第Ⅰ章 序論	53
目的	55
範囲および適用内容	56
インシデント管理活動	58
権限	58
主要なコンセプト	59
第Ⅱ章 計画立案にあたっての前提と留意事項	60
第Ⅲ章 役割および責任	63
州、地方および部族政府	63
連邦政府	65
非政府組織およびボランティア組織	69
民間セクター	71
市民の関与	73
第Ⅳ章 対応策(オペレーション)実施上のコンセプト	74
一般的事項	74
連邦政府によるインシデント管理活動の全体的な調整	75
その他の計画の同時導入	76
組織体制	77
主要な NRP 組織の要素	82
緊急時対応および支援チーム(現場レベル)	112
国防省による民生部門への支援(DSCA)	115
連邦警察力による支援	118
大惨事に対する主体的な連邦政府の対応	118
米国の領土および米国との自由連合	119
渉外担当	120
第Ⅴ章 インシデント管理行動	121
行動	121
HSAS(国土安全保障勧告システム: Homeland Security Advisory System)脅威警戒態勢に基づく NRP オペレーション	137